

Title	「都介野(つけの)」考
Sub Title	A study on history and culture of Tsugeno (都介野) a part of "Yamato Plateau"
Author	浅子, 勝二郎(Asako, Katsujiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.27- 52
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「都介野」考

浅子勝二郎

はしがき

ここに都介野というのは、現在の奈良県山辺郡都祁村を中心に、天理市福住、宇陀郡室生村の北部を含む、かなり広い範囲に亘るもので、古代の鬪鷦國にほぼ当る。「ツゲ」の地名に就いては、「古事記」には「都祁」、「日本書紀」には「鬪鷦」、「三代実録⁽¹⁾」には「都介野」と様々に記されている。

本稿は、都介野の歴史・文化に関する細やかな研究の序説ともいうべきものである。

「古事記」によれば、神武天皇が、三輪の大物主神と勢夜陀多良比売の間に生まれた富登多多良伊須須岐比売命をめしで、三柱の御子を得たが、そのなかの一柱神八井耳命が都祁直の祖ということになっている。

因に、神武の后富登多多良伊須須岐比売の「多多良」も、後の母勢夜陀多良比売の「陀多良」も、農耕具を鍛造するに必要な踏鞴⁽²⁾のことであり、また「富登」は女陰のことであり、古くから水田が開け、農耕生活が行われていたと考えられ

る三輪の山裾⁽²⁾といふ舞台に、生産に密接な関係のある名の人物が登場するのは蓋し当然であろう。

神武天皇の御名「神倭伊波礼毘古命」(「古事記」)、「神日本磐余彦天皇」(「日本書紀」)の「イハレ」は語義不明であるが、地名としては、現在奈良県桜井市池之内を中心として、市の中部から橿原市の東南部にかけての地域で、磐余地方は、後世屢々皇居の地として選ばれ、神功皇后・履中天皇の磐余稚桜宮、清寧天皇の磐余碧栗宮、繼体天皇の磐余玉穗宮、用明天皇の池辺雙櫻宮などの所在地である。なお敏達天皇の幸玉宮のあつた訛語田(長田)もまた磐余のうちであるといわれている。

何れにしても、磐余地方は大和朝廷の発祥地として、古代文化を最も早く育成して来たところである。

都介野に就いては、既に一言解れたが〔注(1)参照〕、「日本書紀」仁德天皇六十二年条では「ツゲ」は「鬪鷄」と記されている。

是歳、額田大中彦皇子、鬪鷄に獵したまふ。時に皇子、山の上より望りて、野の中を瞻たまふに、物有り。其形廬の如し。乃ち使者を遣して視しむ。還り来て曰さく、「窟なり」とまうす。因りて鬪鷄稻置大山主を喚して、問ひて曰はく、「其の野の中に有るは、何の筈ぞ」とのたまふ。啓して曰さく、「冰室なり」とまうす。皇子の曰はく、「其の藏めたるさま如何に。亦奚にか使ふ」とのたまふ。曰さく、「土を掘ること丈余。草を以て其の上に蓋く。敦く茅荻を敷きて、氷を取りて其の上に置く。既に夏月を経るに泮えず。其の使ふこと、即ち熱き月に当りて、水酒に漬して用ふ」とまうす。皇子、即ち其の氷を將て來りて、御所に獻る。天皇、歎びたまふ。是より以後、季冬に當る毎に、必ず氷を藏む。春分に至りて始めて氷を散る。(訓みは岩波版「日本古典文学大系」本に拠る。)

この皇室供御料の氷をおさめる氷室は、延喜主水式によれば、山城六、大和・河内・近江・丹波各一となつており、「大和国山辺郡都介一所」とあるのが、仁徳天皇紀に見える鬪鷄の氷室に当るものであろう。なお主水式では、氷の献納の期間は四月一日から九月三十日までとなつてゐる。

ここで聊か留意を要する点は、允恭天皇々后忍坂大中姫おしきかのおほなかつひめが、且て鬪鷦國造某から受けた無礼を咎めて、皇后になると、すぐその姓を貶して稻置としたという一挿話である。（「日本書紀」允恭天皇二年条⁽⁴⁾）

姫が「首おびとや、余あれ忘わすれじ」（都祁首の起源が神武天皇記に見えていることに就いては既に触れた。）と憤激して、死罪にまで行おうとした鬪鷦國造某の言葉、某も平身低頭して、その日は高貴の方と知らず、無礼を働いた罪は當に死に価する、といつている言葉の内容は如何なるものであつたろうか。恐らくそれは、世の常の婦女子に対すると同じような、邪念に発する戯れ言であつたのではなかろうかと思う。

これに関連して参考になるのは、雄略天皇が、采女山辺小嶋を犯した齒田根命を断罪しようとした時、命は資財を供し、贖罪して死を免ぜられたという雄略天皇紀(5)の記載である。

采女を犯した齒田根命は、當時貴重な財物とされていた馬と大刀で贖罪して、死を赦されたのであるから、たとい氣付かなかつたとはいえ、後に皇后となつた忍坂大中姫に、侮辱的言辞を弄した鬪鷦國造某が、姓を貶されて稻置とされたのは当然であろう。

ところで、「仁德天皇紀に見えるかの鬪鷦稻置大山主は、実は鬪鷦國造であつたと考えられる。後に鬪鷦國造が稻置に貶された結果、古に遡つて國造とあるべきを稻置と訂正されたものであろう。同様にこのことは、『國造本紀』に、鬪鷦國造の名が見えない所以でもあると思われる。」

さて都介野は原野広く、古くから狩猟、草木の採取が行われ、初瀬川の源流に沿つて現在のおぶ小夫、並松方面に通ずる道路によつて、大和平野との交渉が行われていたと思われる。雄略天皇は、泊瀬朝倉宮に皇居を定めたといわれているが、初瀬の枕詞「コモリクノ」は、初瀬の地が、大和平野に通ずる一筋の道のまわりを山々で包み囲まれているところから生まれたという説、また樹木蔚蔚としているところ、あるいは「コモリク」は「木盛處」で、樹木が高く茂っているところ

から出たといったような諸説があり、初瀬の奥山が、古く建築用材の供給地として重きをなしていたことが、雄略天皇の皇居の地選定と深いつながりがあるのでなかろうかと考えられる。

良材の産地に名工現われ、また名作に纏わる名工の物語が生れる。雄略天皇(7)紀にもこれが伝えられているのは、必ずしも偶然ではない。

天皇は工匠鬪鷄御田（恐らく鬪鷄稻置の部民であったと思われる）に命じて、はじめて樓閣(8)を造らせたところが、その造工の神技に驚歎して、伊勢国からあがつた采女が、誤って天皇の食膳のものを取りこぼしてしまった。天皇は采女が伏している様を見て、御田が采女を犯したものと思って刑吏に付したが、秦酒公の執り成しで死罪を赦された。

同じく工匠猪名部真根は、石の台に材を載せて手斧で削つても、刃こぼれをつくらないという手練を、天皇の巧みな計略に誤らせられて、型の如く刑死ということになるのであるが、彼の技能を惜む声に支えられて、身を全うすることができた。

真根の場合は、こんなことでもなかつたら、まず失敗など考えられないという所謂名匠譚といつてもよいと思う。

現在重要文化財に指定されている岡崎市滝山寺の三門の前に、「飛驒権守藤原光延塚」と刻まれた碑が立っている。昔飛驒工がこの三門を建てた時、東南隅の一本の檼の木口を切り違えていたのを、土地の一老婆に発見され、彼は大いにこれを恥じ、三門の二階から鑿を衝えて飛び降り、自害して果てたので、人これを憐んで、現在碑の立っている所に厚く葬つたというのである。

天下の名城白鷺城にも、これと同じような伝説が付会されている。城を建てた大棟梁の桜井源兵衛は、天守の柱が巽の方へ傾いていることを妻に指摘され、型の如く八分鑿を衝えて天守から飛び降り自ら命脈を断つたといわれている。

猪名部真根も飛驒権守藤原光延も更には桜井源兵衛も、何れも女性によつて痛いところを突かれている。女性こそ、わ

が名匠達の共同の敵といわなければならぬ。

二

真根の名工振りは、雄略天皇紀の伝える通りであるが、猪名部の始祖に就いては、新羅王から進貢された次第が応神天皇紀に記されている。

応神天皇は伊豆国に命じて、枯野^{から}という名の船を造らせたが、二十数年を経て使用に堪えないようになつたので、その船材で塩を焼き、五百籠の塩を国々に賜わつたところが、同時に五百艘の船が献納され、武庫港に集結していいたところが天皇の三十一年、偶々新羅の朝貢使を乗せて碇泊中の船から出火し、その火がわが船団にも及んで、多くの船を焼失してしまつた。新羅王はこれを聞いて大いにおどろき、技能のすぐれた工匠を進貢し、これが猪名部の始祖となつた。

なお猪名部に就いては、姓氏録では百濟人から出ていることになつており、何れにしても、朝鮮系であることには変りないが、その正しい来歴は不明である。

ところで猪名部の居住地はどこであつたのであらうか。

* 現在田方郡松ヶ瀬の狩野川の近くに、軽野神社が鎮座していて、その場所は、俗説では応神天皇が造らせた「枯野」の船材を伐採した所ということになっている。古く造船の地としては、船材の供給地にも恵まれ、また進水にも利便の多い地点が選定されたであろうから、狩野川流域が、「枯野」の造船地として伝承されているのも当然である。狩野も「かるの」であり、「かりの」であることも面白いと思う。

なお「万葉集」卷三には
鳥^と総^{ぶさ}立て 足柄^{あしがら}山^{やま}に船木^{ふなき}伐^きり 樹^きに伐^きり行^きつ あたら船材^{ふなき}を

という歌が載せられているが、この足柄山が問題である。この場合の船材を得た場所を、現在の南足柄町付近で、舟窪・舟石・舟原といつたような造船に縁のある地名を残している所に当る説もあるが、古代の造船に就いては、稿を改ためて発表の機会を持ちたいと思

う。

伊藤ていじ氏は、猪名部の居住地としては、現在の堺市高石町付近とも推定されているが、寧ろ摂津の猪名と考えた方が自然で、伊丹市の南郊にある猪名寺という小部落の付近か、或は少くとも、猪名川沿いの地点とした方がよいのではなかろうかと見ておられる。⁽¹⁰⁾

雄略天皇紀の鬪鷦御田と猪名部真根の記載と共に看過できないのは、雄略記に見える天皇自身に関する一挿話である。

天皇が大和から生駒山の南を越えて、河内から難波へ下る捷路である直越道(ただごえ)を通って、河内に住んでいた若日下王のところへ妻問い合わせられた時、国見をしたところが、堅魚木を上げている家がある。それは志畿の大県主の家であった。天皇は「奴や、己が家を天皇の御舍(みあらか)に似せて造れり」(臣下の身分で自分の家を天皇の宮殿に似せて造っているとは怪しからん奴だ。)といつて、その家を焼かせようとしたところが、大県主は怖じおそれ、平身低頭して謝罪の贈物をして、家が焼かれずに済んだというのである。

堅魚木は天皇の宮殿の象徴、天皇の権威の象徴であった。群馬県の茶臼山古墳などから出土した埴輪家には、堅魚木を上げているものがあるので、堅魚木は、元来天皇の宮殿に限られていたものではないかも知れないが、それが雄略天皇の時代になると、完全に天皇の宮殿の象徴と考えられるようになるのである。鬪鷦御田が建造した楼閣が、どんなものであつたか想像の限りではないが、仁徳天皇が高津宮に造られたという「タカドノ」(高台)は、恐らく一種の土壇で、木造建築物ではなく、建造物としての楼閣は、五世紀の後半頃にはじめて起つたと見てよいと思う。

天皇の時代は古墳時代の中間に当り、五世朝前半頃の応神・仁徳・履中三天皇の壮大な前方後円墳によつて代表される最盛朝をやや過ぎて、古墳が次第にその規模を縮小しはじめる五世朝後半頃である。

雄略天皇の御陵は、河内の多治比(たかわ)高鷦に當まれたと伝えられているが、その規模が不明であるのに對し、既に触れたよ

うに、天皇が宮殿、楼閣の建造に異常な関心をもつていたことを窺わせる記載を記紀に見出だすことができるのは、聊か興味あることである。

約一世紀前の応神天皇が、大土木事業に天皇の権威の象徴を求めたとすれば、雄略天皇は、記念建築事業のなかにその権威を確立しようとしたといえる。

天皇の時代は古墳時代とはいえ、木造建築の黎明期であり、木造建築が記念造営物としての地歩を固めはじめる時期であつた。鬪鷄御田や猪名部真根の名匠譚とでもいるべきものも、実は彼等のすぐれた技能への讃美歌であつたのである。

ところで上來述べ来つたように、応神天皇記に、その始祖の日本への来住、帰化が記されている猪名部の工人の後系が、後に大和の方面にも移つたものかどうか明かでないが、猪名部真根なる名工が雄略天皇紀に現われていることや、仁徳天皇紀には、都祁氷室の起源説話の主人公として、仁徳天皇の皇子額田大中彦皇子が登場したり、また雄略天皇紀には泊瀬朝倉宮に宮居している天皇が、遠く河内の若日下王を妻問いし、更に天皇の御陵も河内の多治比高鷗に営まれたと伝えられているなど、摂津・河内方面から大和への歴史的中心的な舞台の変遷、文化の移動、発達の経路を暗示するものがあり、これらの点に就いても一考すべきであろう。

なお雄略天皇の泊瀬朝倉宮の位置に就いては、古来異説多く、「帝王編年記」は「大和国城上郡磐坂谷」、「大和志」は「黒崎・岩坂二村之間」とし、また朝倉の名の起源に就いても、秦氏の貢物によつて建てられた倉即ち秦倉からの転訛であらうとする説もあれば、或は、この宮が「朝倉の木の丸殿」と伝称され、丸木によつて造られていたことを思わせるものがあり、また「あさくら」は「あせくら」の転訛と見ることが可能であるところから、宮の造型が、所謂板倉様式に成るものであつたらうことを想察せしめるものがあるといったような説をなす向もある。⁽¹⁾

朝倉宮が果して校倉様式のものであつたかどうかは、遽に決し難い問題であるが、所謂校倉様式は、多く北方系の建築

に採用されて来ているので、木造建築の黎明朝と目される雄略天皇の時代に、樓閣の造型が如何なるものであったかを解明することは、日本建築発達史上の重要な、また興味ある課題であると共に、広く東洋更には世界建築文化史の問題としても取り上げられなければならないと思ふ。

三

都介野に関連して、その名を逸することができないのは、壬申の乱の功労者星川臣麻呂なる人物である。彼は大和国山辺部星川郷、現在の奈良県山辺郡都祁村針ヶ別所村付近一帯を本拠とした氏族といわれている。

星川臣麻呂の壬申の乱(六七二)に於ける具体的な功績は、遺憾ながら不明であるが、小錦中であつた麻呂は、天武九年に壬申の乱の功績によつて大紫位を追贈され、その子黒麻呂も靈龜二年(七一六)に、その数量は詳らかでないが賜田の恩典に浴している。このことは乱の功労者に対する贈位、賜物が殆ど跡を絶つ和銅三年以後に至つても、なお乱が重視されていることを端的に示すものである。

なお星川臣は、孝元記に建内宿禰の子波多八代宿禰を祖とすと伝えられ、天武天皇十三年に朝臣姓を賜わつてゐる。また姓氏録は、大和皇別に星川朝臣を載せ、石川朝臣と同祖、武内宿禰の後とし、敏達天皇の代、居によつて星川臣の姓を賜わつたとしている。

ここに、壬申の乱で、大海人皇子に従つた更に一人の人物——小墾田猪手がある。この氏族の系譜については、やはり孝元記に建内宿禰の子蘇我石河宿禰がその祖ということになつてゐる。

ところで上田正昭氏は、天武紀十三年十一月条の賜姓氏族五十二のうちの十九氏が、孝元記の建内宿禰の七子を始祖とする多くの氏族と一致することを指摘し、壬申の乱の功労者の系譜が、天武朝に架空に作られた神武・孝昭・孝元・開化・⁽¹²⁾

垂仁・景行の各天皇記に集中している氏族系譜に整理統合されているのは明白で、天武朝に於ける新姓賜与で問題になつた氏族が、特に古事記に多いのは偶然ではなく、天武紀・孝元記の記載の一一致の大きな理由として、古事記の最終的完成が天武朝にあつたということが挙げられなければならないと断じておられる。⁽¹³⁾

都介野に関連して更に看過することのできないのは、都祁山道の開通の一件である。

「続日本紀」元明天皇靈龜元年六月一日条に

開_クニ大倭國都祁山之道_ヲ

と見えているが、靈龜元年は七一五年で、都祁山というのは現在の都祁、福住両村の山々を汎称したものであるから、この都祁山道は、山辺の上津道に沿つた石上道（天理市櫟本付近）から岩屋ヶ谷を通つて福住に登り、南之庄、長瀬を経て名張に至る古代の伊勢参宮道で、天平十二年（七四〇）聖武天皇も、この道を通つて伊勢に向かわれ、この道は、また斎宮の通路ともなり、平城京の都市文化は、これを通つて高原に入り、この地域は、東国への交通の要衝として発展した。

さて都祁山道が開かれた奈良時代には、高原は古代の鬪鷄國から都祁郷と星川郷とに變っていた。大化革新によつて中央集権体制が確立され、地方制度が改められて、従来の国・県が解体された結果である。

都祁郷は、現在の天理市福住から都祁村、室生村の一部をも含む広大な地域であり、星川郷は南地区の都祁村吐山に当る。また後にやや詳しく触れる小治田朝臣安麻侶の墳墓に見られるように、この時代は、火葬の風習の浸潤によつて、古墳時代が漸く終りを告げようとし、高原には新しい開発が進められた。「万葉集」に「大和の黄楊^{つば}の小櫛」と歌われていることは、都祁郷の名が、既に広く知れ渡つていたことを示すものであろう。

ここで天正十二年の聖武天皇の東国行幸の件であるが、広嗣の乱の最中に、「続日本紀」天平十二年十月廿三日条によ

れば、「徵^{シヨウ}發^{セシム}騎兵。東西史部。秦忌寸等惣^ヲ四百人。」といったような仰々しい姿の東国行幸は如何なる意味をもつていたのであろうか。その真意を解明することは容易でないが、同廿三日条に「勅^ミ大將軍大野朝臣東人等^ヲ曰。朕縁^{リテル}有^レ所^レ意^{アモ}。今月之末。暫^ク往^ニ関東^ニ。雖^レ非^ス其時^ニ。事不^レ能^ハ已^ム。將軍知^レ之^ヲ不^レ湏^ラ驚^ス怖^ス。」とある天皇の言葉は、その裏面に何等かの複雑な事情が伏在していることを思わしめるに十分である。

兎に角天皇は廿九日に平城を発し、同日山辺郡竹谿村の堀越頓宮に至って一泊し、翌卅日伊賀国名張郡に到着してい

る。

この「竹谿」が「ツゲ」と訓まるべきであることは、「延喜四時祭式」（上）に、吉野・宇陀・葛木・都祁の水分四社のうち、都祁水分社を竹谿水分社と記しているところから明かである。また伊勢斎宮もこの道を往返したものと見え、平安時代に於いても都祁道行宮が設けられ、大和國にも種々課するところがあつたことが「朝野群載」によつても知られる。

堀越頓宮の遺址は今日明かでないが、都祁山道の順路、古い聚落などから考え、並松にこれを求めるのが至当であろうといわれている。現在友田の水分神社の参道入口に、「聖武天皇堀越頓宮之跡」の碑が建てられている。

四

「懷風藻」に、「唐に在りて本国の皇太子に奉る」と「初春竹溪山寺に在り、長王が宅にして宴するに、追ひて辞を致す」という僧道慈の二篇の詩が収録されているが、後篇に見える竹溪山寺がどこであったか、その所在が問題である。

後篇は宴会に招かれたが辞退し、後から断りの詩を送ったその時の詩で、序が付いている。序の最後に「僧既方外士。何煩入^ニ宴宮。」とあり、僧侶の自分は既に世捨て人であり、どうして煩わしい宴席などに連なろうか、辞退しようというのである。宴宮は宴会を催す立派な邸宅、ここではいうまでもなく長屋王の邸である。

この詩から判断すると、道慈はこの頃既に世俗と断つていたらしいことが窺われる。

ところで、道慈が唐の留学から帰朝したのは養老二年（七一八）であり、長屋王が没したのは天平元年（七二九）であるから、道慈が長屋王の招宴を拒絶したのは、この間のことであり、また彼が竹溪山寺に隠棲したのも、またこの間といふことになる。唯「懷風藻」所載の道慈伝は、帰朝後の部分に聊か曖昧の点があるが、彼は天平元年律師に任せられ、また同年聖武天皇の大安寺再建事業に関与するなど活動朝にはいろいろとしているので、「性甚骨鯁。為時不^レ容云々」とある彼の伝が正しければ、これは帰朝後遠からず俗塵を避けて竹溪山寺に隠棲した事情を語るものではなかろうかと想像される。さて竹溪山寺の所在、性格はどうであろうか。

七世紀後半の郡県制の確立で、鬪鷦國が都祁郷となると共に、都祁氏も朝廷の新官僚として、また都祁郷長として権力を保持した。この都祁氏の本拠が小山戸であり、ここに社地を同じくして都祁山口神社と都祁水分神社が鎮座し、都祁氏は代々山口神社の神主を兼ねていた。天平二年大和國正税帳に見える都祁神戸が何れのものか明らかでないが、神事諸家封戸大同六年牒には「都祁山口神一戸大和」と記され、山口社の優位を思わせるものがある、兎に角貞觀元年正月には、^(八一)両社とも神位は從五位下から正五位下に昇敍され、延喜神名式では共に大社に列せられ、祈年祭には馬一疋を加えられる例であった。しかし水分社が天禄二年（九七一）小山戸から友田に移されてからは次第に山口社を圧し、山口社を上社、水分社を下社とする称も起つた。

要するに、筆者は竹溪山寺を、古く社地を同じくして鎮座していた都祁両社のうちの何れかに付属していた神宮寺の如き性格のものであったと解したいのであるが、いかがなものであろうか。山口神社には、現在も老樹鬱蒼と茂り、神嚴の氣に満ち、鬪鷦國の中心であつた古き代の佇まいを宛らに伝えており、また竹溪山寺の名に倣する境域を形成している。

神宮寺の最も早く記録に徵し得るものは、越前氣比神宮寺であつて、「武智麻呂伝」^(七一五)靈龜元年条に、その建立の由来が

語られている。この「武智麻呂伝」は、天平宝字四、五年（七六〇、七六一）頃僧延慶によつて記されたもので、氣比神宮寺建立の年時に就いては、その可信性が云々されるかも知れないが、武智麻呂は近江守在任中、靈龜二年に部内の諸寺の荒廃を再興し、仏法興隆に関心を寄せており、古くから道の開けていた——応神天皇記に「蟹舞の道」と歌われている如く——隣国越前国の神仏の交流に武智麻呂が関りをもつたとしても必ずしも不当ではない。

都祁社の場合に於いても、靈龜元年伊勢參宮道としての都祁山道が開通し、仏都平城京と神道の本源伊勢を結ぶ路線上に神仏習合の新しい氣運が醸成されたということも、これまたあり得ないことではないと思う。

道慈が養老二年（七一八）帰朝に際して唐から齎した新訳の金光明最勝王經の書写は、引き続き政府の手によつて行われ、これが神亀五年（七二八）に完成して諸国に頒布されたのであるから、彼がその事業の中心になつたであろうことは、当然考えられるところであるが、靈龜元年（七一五）には都祁山道が開通していることでもあり、都祁に隱棲して適宜平城京との間を往反したとしても、彼が世俗と断つたといわれていることと矛盾するものではないと思う。

彼は聖武天皇の天平元年（七二九）律師に任せられ、また詔を奉じて、自ら留学した長安の西明寺を模して、大安寺を再建しているが、九年には護寺鎮國の為に恒例の大般若經転読の勅許を得たり、同年大極殿に於いて金光明最勝王經を講ぜしめられた時、勅によつて講師となるなど、この經典に関する権威者としての面目を遺憾なく發揮している。彼が天平十三年の「金光明四天王護國之寺」と呼ばれた國分寺の造営に指導的役割を演じたことはいうまでもない。

道慈は天平九年から十六年の没年まで、その事績が詳らかでないが、彼に後れること十七年、天平七年に帰朝し天皇に重用されながらも、宫廷内に俗的勢力を振つた僧玄昉等に反揆して、愈々世俗と断つ境地を深めたと思われる。

先きに触れたように、聖武天皇は天平十二年十月に、太宰府に起つた元嗣の乱の最中に、東国行幸を敢えて行われたのであるが、広嗣追討の大將軍大野東人に下した勅に「朕縁リテルニ有リ所レ意モフ。……雖モハ非ス其ク時ノ不レ能ム已。」とある真意は容易

に把握し難いが、恐らく翌十三年の国分寺建立に対する異常な決意を内に秘めているのではなかろうか。国分寺の建立は、今日想像する以上に重大な意味をもつていたに違いないと思う。

道慈が若しこの時竹溪山寺に隠棲していたとすれば、或は竹谿頓宮で天皇に對面していったかも知れない。

五

明治四十五年四月、現在の山辺郡都祁村大字甲岡こおか——俗に前山と呼ばれている小丘を開墾中、偶々大一枚、小一枚の金銅墓誌板(19)が発見され、そこが、奈良朝の高官小治田朝臣安万侶の墳墓であることが明らかにされた。なお大きい方の墓誌板には、墳墓の地が「都家郷郡里岡」と彫られている。

この場所は、丘の南斜面で、眺望もよく、当時の墓所選定の条件を具備しているのも面白い。ただ、われわれは屢々触れているように、靈龜元年既に都祁山道が開かれ、この地が、その交通路線上に位置していたことが、間接的にしろ墓地選定と何等かの相関々係があつたであろうことに注意する要があると思う。

さて小治田氏は、孝元記によれば、建内宿禰の子蘇我石川宿禰を祖としており、また「新撰姓氏錄」右京皇別条には、小治田朝臣は武内宿禰の五世の孫、稻目宿禰の後裔ということになっている。同氏は高市郡飛鳥の小墾田おはりだ（小治田）を本貫とし、小墾田臣（小治田臣）の氏姓を受けられたのである。舒明天皇紀に小墾田臣（名を闕いている）と見えているのが恐らく稻目の子蝦夷の叔父に当る人物であろう。なお天武紀元年条には小墾田猪手、十年、十一年条には小墾田臣麻呂が名を現わすが、猪手は壬申の乱の際大海人皇子に従つており、臣麻呂は小墾田臣の子であり、彼が天武天皇十三年に朝臣姓を賜わり、更にその子小治田朝臣安万侶へと伝えられるのである。

小治田氏の一門は、比較的の社會の上層に在つて活動したように思われる(20)が、当麻は別として、位階は悉く從五位下に止

り、従四位下に叙せられたのは安万侶唯一人であり、異例といわなければならない。安万侶が資性に勝れ、所謂成選の人として、よく朝に仕えたであろうことが想見される。

「続日本紀」によれば、安万侶は慶雲四年(七〇七)従五位下、和銅四年(七一一)従五位上、靈龜元年(七一五)正五位下、養老三年(七一九)正五位上と累進しており、彼が従四位下に昇叙されたのは、恐らく養老七年か翌神龜元年であつたろうと思われる。

因に、従四位下に進んだ安万侶の官職に就いては、その位階の相当官が数少ないので大体見当がつく⁽²¹⁾ということである。

さて安万侶の墳墓から出土した三枚の金銅墓誌板のうち、一枚の大きい方の最初に彫られている「右京三条二坊」の文字は、安万侶の平城京に於ける邸宅の位置を示しているものであろう。その場所は現在の奈良市尼ヶ辻付近で、三条通りの北寄り、秋篠川沿いの部分である。

安万侶の遺骸は、恐らく牛車によつて都祁山道を運ばれ、当時の「郡里園」現在の都祁村大字甲岡の小丘で荼毘に付し埋葬されたのであろう。

彼の遺骸が平城付近で焼かれ、遺骨だけが埋葬地に運ばれたとする見解は、元明天皇の遺詔や他の火葬墓の実例から考えて、必ずしも妥当ではない。なお彼の墓壙に灰や木炭が多量にしかも整然と納められていた事実は、彼の遺骸が甲岡の現場で荼毘に付されたことの明証である。

ここで先きの元明天皇の遺詔に触れてみよう。

「続日本紀」元正天皇養老五年十月十三日条に

朕崩^{ゼンハ}之後^ハ。宜^{シク}於^{イテ}大和國添上郡藏宝山雍良峯^{ノニ}造^リ竈^ヲ火葬^{ニシテ}莫^{ムル}改^ム他^ヲ処^ス。謚^{ハシメ}號^{シテ}某^ニ國某^ニ郡朝^ニ庭馭^ス宇^ト天^ニ皇^ヲ流^シ中^ニ傳^ス後^ニ世^上。

仍ニ丘体無鑿。就レ山作レ竈。芟レ棘開レ場。即為ニ喪處。又其地者皆植ニ常葉之樹。即立ニ刻字之碑。

と遺詔を重ねてゐる。

このように太上天皇(元明)は、予め自らの墳墓の地として特定の場所を指定し、そこを荼毘所とし、埋葬所とすることを定められていたのである。

太上天皇は十二月七日平城宮で崩せられ、大伴宿禰旅人が嘗陵の事に当り、遺詔によつて喪送の儀を用いず、添上郡椎山陵に葬られた。

安万侶も遺言によつて「郡里岡」で荼毘に付され、埋葬されたのかどうか明かでないが、この場所が当時の墓所選定の条件を具備していること、都祁山道の開通のことに加えて、丘の周辺の低地は、弥生式時代以来好適な居住地となり、早くから農耕生活に入り、八世紀には政府の奨励で都介野の開拓も進んで、安万侶も或はその地に広大な墾田を所有していたことも想像され、そうなると愈々墓所選定の条件が整つていてあらうことを付言しておこう。

ところで元明太上天皇の遺詔に、遺骨を埋葬した場所に常葉の樹すなわち常緑樹を植えたり、碑を建てるなどを指示したりしていることも、看過されではならない点であろう。

「日本書紀」神代卷の一書に、「杉及び橡樟、此の両の樹は、以て浮宝とすべし。檜は以て瑞宮を為る材にすべし。被^{まき}は以て顕見蒼生の奥津棄戸に将ち臥さむ具にすべし」とあるが、「顕見蒼生の奥津棄戸に将ち臥さむ具」というのは、いうまでもなく棺材である。

ここで留意しておきたいのは、「コウヤマキ」で作られた木棺が、近畿地方の数ヶ所の古墳から出土していることであり、これは書紀の記載と一致して、まことに興味深いものがある。

乾湿の反復による狂いが極めて少く、土中に於ける耐久力の非常に強い材質の「コウヤマキ」を、書紀が有用四樹種の

一つとして棺材に規定しているということは、われわれの祖先が、古くから一般材質について相当深い知識をもっていたことを立証するものである。

レビイ・ブリュルは、その著「劣等社会における心的機能」⁽²³⁾のなかで、「したがっていま我々が論じている信仰はシナで、棺用には一番硬い木、或はむしろ常緑樹の木材を求めるという信仰に類するものである。こんな木は生命の元素をより多く含み、そして棺の内の死体にその力を伝える。これは、他でも多く出逢う接觸による融即の一例である。」と述べている。

日本では耐久力の強い「コウヤマキ」を棺材として選び、中国では生命力を思わせる硬材や常緑樹材の棺を好んで用いたことは、何れも棺がなかの死体に活力を与える、永遠の生命を持続させることができるという信仰からであろう。

さてわが古墳は、五世紀の最盛期を過ぎて衰退期に入り、特にわが国では文武天皇四年(七〇〇)僧道昭の火葬実施後、墓制に大変革を来したことはいうまでもない。

所謂大化の薄葬の詔に

「朕聞く、西土の君、其の民を戒めて曰へらく、『古の葬は、高きに因りて墓とす。封かず樹ゑず、棺槨は以て骨を朽すに足るばかり、衣衿は以て穴を朽すに足るばかり。故、吾、此の丘壙、不食なる地を當りて、代を易へむ後に、其所を知らざらしめむことを欲す。云々』

とあるのは、中国の皇帝に名を借りた古墳制度の批判である。「封かず樹ゑず」というのは、盛り土をして墳丘をつくつたり、そこに植樹をしたりしてはいけないというのである。こうなると、先の元明太上天皇の、山形を改めずに、そのままの高所で火葬して、そこを墓所とするようにとの遺詔もこれと合致し、古墳築造時代は八世紀前半頃で終息する訳である。

古墳時代のわが日本人は、永生の信仰に生きていた。しかしそれとは別の信仰をその内に蔵している仏教は、このような永遠の思想に対し反省の機会を与えたのである。

わが古墳時代に、棺材として永生を保証すると信じられた「コウヤマキ」、中国に於いても棺材として重用されたといふ常緑樹もやがて魔力を失い、仏教の洗礼を盛んに受けたわが八世紀頃になると、元明太上天皇の遺詔に見るよう、常緑樹はわずかに祭場を飾る道具立てとなり、古墳時代の原始呪術的な祭儀から、新しい仏教儀礼へと移つて行くのである。

六

ここで、「左琴」、「右書」と刻銘されている小治田朝臣安万侶墳墓出土の二枚の金銅墓誌副板に就いて考察しなければならない。

火葬の実施に伴つて、副葬品に著しい制限が加えられるようになつたのは当然であり、安万侶の墳墓例に於いても、琴や書の実物を遺骸の左右に副葬して、死者生前の嗜みを追慕する代りに、小形の藏骨器に相応わしい二枚の銅板の一方には、「左琴 神龜六年二月九日」、他方には、「右書 神龜六年二月九日」と刻んで木製藏骨器の左右に置き、明器的役割を付与したものであろう。

ところで從来発見された墓誌は十四例⁽²⁴⁾を数えるが、それが遣唐使の派遣後に多く現われ、また墓誌が終らうとする前後には遣唐使もその発遣漸く少く、やがて墓誌が墳墓内から姿を消すということは、興味ある事実といわなければならぬ。⁽²⁵⁾

森本六爾氏は墓誌主体の素材、形態、鑄刻銘の所在、墓誌の制作年代などに就いて細密な考証を加えている。

安麻呂の墓誌主体は同じく銅製でも、威奈大村例のように藏骨器ではなく、長方形の板状のものであり、また、その制作年代に就いては、奈良時代盛朝に制作されたものが最も多く、しかもその発見の場所が大和四、河内二、摂津一である

ということも、必ずしも偶然とはいえないであろう。

なおこの時期には銅板、銅容器が並び行われ、同じ銅板であっても、小治田例のように三枚一組という特殊な形式のものさえ現われた。更に従来見られなかつた磚製のものが三例も数えられるのは、注目すべきことといわなければならない。

従来発見されている十四例の墓誌が、多く遣唐使の派遣と密接な相関關係にあるということに就いては、既に森本六爾氏が提唱されているところであるが、そのことは当然、墓誌が中国の思想、文化の影響を蒙つてゐるであろうことを予想せしめる。その一例として、安万侶墳墓出土の二枚の金銅墓誌副板に刻銘されている「左琴」、「右書」に限つて言及したいと思う。

元來中國では、古くから琴を左にし書を右にして自ら樂しむことは、君子の嗜みとされていた。書の尊ぶべきものであることはいうまでもないが、琴も「説文解字」などに見えているように、淫邪を禁制し、人心を正すものと考えられ、「左琴右書」とその約言と考へられる「琴書」の語が、「古列女伝」その他の中の文献に屢々載せられている。⁽²⁶⁾

唐代に及んでも、文学作品としては白樂天の詩「自喜」に「琴書」の語を発見することができ、また琴そのものとしては開元二年(七一四)在銘の御物七弦琴(旧法隆寺蔵)、同じく開元二十三年の制作を思わせる「乙亥之年季春造作」在銘の七弦の所謂「金銀平文琴」(正倉院所蔵)などの貴重な美術工芸の舶載品を見ることができる。わが金銅墓誌副板の「左琴右書」の刻銘も、この唐代の思想、文化の受容活動の顯著な一例と見るべきものである。

また、われわれが更に、わが「万葉集」や「懷風藻」などの文学作品のなかにも、この語を見出すことができるということは、当代文化の特殊な性格の一面を窺うべき好個の資料として裨益するところ大なるものといわなければならぬ。

大伴旅人が藤原房前に日本琴を贈るに際して、琴が娘子となつて旅人の夢枕に現われ、その来歴を物語り、琴を左に置き、書を右に置くのが君子の嗜みであり、自分は、その君主の左琴となつて、おそばにいたいといつて、いつの日いつの

時に、樂を解する人の膝を枕にすることができるのでしょうかと歌う。

旅人は娘子に、物をいわない樹であつても、きっと立派なお方の手馴れの琴になることでしょうと返す。

旅人は、書状を添えて房前に琴を贈り、彼も、物をいわない木であつても、あなたの手馴れの御琴ですから、決して粗末な取り扱いは致しますまいという歌を詠み込んで返書する。

こういった風に、琴が当時の貴顕に如何に尊重されていたかを、旅人と房前の間の往復の書簡の形式で表現した「帥大伴卿の、梧桐の日本琴を中衛大将藤原卿に贈る歌二首」が「万葉集」卷五⁽²⁷⁾に載せられている。

なお「懷風藻」には、大学助教從五位下下野朝臣蟲麻呂の「秋日長王が宅にして新羅の客を宴す」と題する一首の序に「琴書左右」の文字が見え、また外從五位下大学頭箭集宿禰蟲麻呂の二首のうち、「左僕射長王が宅にして宴す」(酒杯をめぐらし、琴を弾じ詩を作ることを喜ぶ)と記されている。

安万侶墳墓出土の二枚の金銅墓誌副板の「左琴」、「右書」の刻銘は、火葬による墓制の変革の結果、副葬品に制限が加えられ、実物の琴と書に代用されたものであり、中國に於いて古くから君子の嗜みとして尊重された琴と書が、奈良朝の高官小治田朝臣安万侶の墳墓に墓誌として現われても、唐朝文化が盛んに受容されていた時代として当然のことといわなければならない。

む　　す　　び

都介野の歴史は古く、小治田朝臣安万侶の墳墓が発見された都祁村甲岡の小丘の周辺の低地は、弥生式時代以来好適な居住地となり、早くから農耕生活が営まれていた。

都介野は、「日本書紀」、「続日本紀」などには、狩猟、草木の採取の場として現われているが、古くは初瀬川の源流に

沿つて高原に登る道路によつて、大和平野方面との交通が行われていた。

初瀬の枕詞として「コモリクノ」というのがあるが、これは内へ向う方向として、初瀬の山々が大和平野に通ずる一筋の道を包み囲んでいる即ち「山懐」を形成しているという意味と外に向う方向として、蘿蔚とした樹木が初瀬の奥山から立ち並んでいるという意味がある。初瀬川に沿つて登つて行くと、何となくそんな気配が感じられる。

雄略天皇は泊瀬朝倉宮を建造されたが、その用材の供給地は、恐らく初瀬の周辺の山々か或は更に初瀬川を遡つた都祁山のあたりであつたと推定される。

天皇は宮殿、楼閣の建造に異常な関心を払われた。応神天皇は大土木事業に、雄略天皇は記念建築事業に天皇の権威を顕現しようとしたといつても過言ではない。雄略天皇の時代は、まだ古墳時代の中朝であつたとはいえ、木造建築の黎明期であった。現在の桜井市池之内を中心とする古代の磐余地方が、諸天皇の皇居の伝承地となっているのも、この地方が建築用材の供給地を背後に控え、また当時木造建築発達の機運のなかにあつたことの一つの反映であろう。その後、皇居の地は飛鳥地方に移り、文化の進展が目覚しく、持統天皇の藤原宮の造営には、遠く近江にその用材を求めていることが、「万葉集」巻一所収の長歌「藤原宮の役民の作れる歌」によつて知ることができる。

奈良朝の高官小治田朝臣安万侶が、当時の「郡里岡」現在の都祁村甲岡を墳墓の地としたことについては、同地が当時の墳墓選定の条件に適つてゐること。都介野が八世紀に入ると政府の奨励で開拓が進み、安万侶が、その地に広大な墾田を所有していたことが想像され、また、それに加えて靈龜元年の都祁山道の開通によつて、平城京と東国との間に重要な交通路線が敷かれたことも、その大きな理由の一つではなかつたろうかと思われる。

古墳は五世紀の最盛期を過ぎて衰退朝に入り、特に七〇〇年の火葬実施後、墓制に大変革を來した結果、副葬品に著しい制限が加えられるようになり、安万侶墳墓出土の「左琴」、「右書」と刻銘された二枚の金銅副板も、实物の琴と書の代

用品に、明器的役割を付与した好個の一例である。なお「左琴」、「右書」約言して「琴書」という文字は、中國の文献にはいうまでもなく、わが「万葉集」や「懷風藻」などの文学作品のなかにも見出すことができる。

「懷風藻」には、僧道慈が竹溪山寺で作ったという詩が載せられているが、この寺の所在は明らかでない。筆者は都祁山口神社の社地に設けられた神宮寺と考えたいのであるが、遺憾ながら確証がある訳ではない。

道慈は大宝二年（七〇二）遣唐使粟田真人に随つて入唐し、養老二年（七一八）帰朝している、彼は帰朝に際して、新訳の金光明最勝王經など多くの經典を齎したが、政府は神龜五年（七二八）この經を書写して諸国に頒布した。

彼は翌天平元年律師に任せられ、同九年十月には金光明經を大極殿に講じ、十三年の金光明四天王護國之寺と呼ばれた國分寺の造立にも、指導的な役割を演じた人物であることを付記しておこう。

なお現在山辺郡山添村毛原には毛原廃寺址があり、寺の建立の由緒、沿革は詳らかでないが、残存している巨大な礎石の配置によつて、南大門址、中門址、西塔址、金堂址等が推定され、また遺瓦の文様からも奈良時代の大伽藍の遺址と見るべきものであり、更に宇陀郡室生村染田——昔の都祁郷のうち——には天神堂があり、これは正平十七年（一二三六）多田順実の主唱によつて建てられたものであるが、ここに連歌天神講が組織され、連歌の興行によつて民衆を教化すると共に、武士団の団結を固め、地方の政治、文化の上に大きな役割を果した。

このように都介野とその周辺には、奈良仏教文化史上、中世文芸史上研究解明すべき多くの問題を残しているが、筆者は今後もこの方面的研究を進めて、発表の機を得たいと思う次第である。

注

（1）元慶六年十二月廿一日条

大和國山辺郡都介野。天長承和。累代立制。今宜加禁莫令。

天長・承和の制を追い、都介野の狩獵を禁じ、草木の採取を許していることによつて、都介野の開発が進められていたこと

がわかる。また現在の福住氷室神社の近くに、皇室の供御料の氷をおさめる所謂都祇氷室があつたということは、額田大中彦皇子が鬪鷄に遊獵し、氷室を発見したと書紀に伝えられている氷室起源説話と合せ考へる時、興味の深いものがある。

(2) 古島敏雄氏著「土地に刻まれた歴史」参照。

(3) 凡運氷駄者。以僕丁充之。山城國葛野郡德岡氷室一所。一丁輸愛宕郡小野一所。栗栖野一所。土坂一所。賢木原一所。並二丁輸同郡石前一所。一駄半輸大和國山辺郡都介一所。一駄六丁輸二石二斗。イハサキニ計所須。毎年申省請受。氷標幡十二流尺各長一料緋帛八尺。幡料六尺。緒料二尺。三年一請。

丹波国桑田郡池辺一所。五丁輸牽駄給食。一人日米四合、塩五撮。駄別秣稻二把。摠計所須。毎年申省請受。氷標幡八月二顆。六七月四顆。御醴酒并盛所冷料。五

凡供御氷者。起四月一日。至九月卅日。其四九月日別一駄。以三八顆為駄。准二石二斗。

五月八月二駄四顆。六七月三駄。進物所冷料。五

八月二顆。六七月四顆。御醴酒并盛所冷料。六七月一顆。

(4) 初め皇后、母に隨ひたまひて家に在しますときには、独苑の中に遊びたまふ。時に鬪鷄國造、傍の徑より行く。馬に乗りて離に莅みて、皇后に謂りて、嘲りて曰はく、「能く蘭を作るや、汝」といふ。汝、此をば那鼻苔と云ふ。且曰はく、「庄乞、戸母、其の蘭一茎」といふ。庄乞、此をば異提と云ふ。戸母、此をば親自と云ふ。皇后即ち一根の蘭を探りて、馬に乗れる者に与ふ。因りて、問ひて曰はく、「何に用むとか蘭を求むるや」とのたまふ。馬に

乗れる者、対へて曰はく、「山に行かむときには、蟻撥はむ」といふ。蟻、此をば摩愚那岐と云ふ。時に皇后、意の裏に、馬に乗れる者の辞の礼无きを結びたまひて、即ち謂りて曰はく、「首や、余、忘れじ」とのたまふ。是の後に、皇后、登祚の年に、馬に乗りて蘭乞ひし者を覗めて、昔日の罪を数めて殺さむとす。爰に蘭乞ひし者、頸を地に捨て叩頭みて曰さく、「臣が罪、実に死に当れり。然れども其の日に当りては、貴き者にましまさむといふことを知りたてまつらす」とまうす。是に、皇后、死刑を赦したまひて、其の姓を貶して稻置と謂ふ。(訓みは岩波版「日本古典文学大系」本に拠る。)

(5) 十三年三月条

狭穂彦が玄孫歯田根命、竊に采女山辺小嶋子を奸せり。天皇、聞しめして、歯田根命を以て、物部日大連に收付けて、責讓はじめたまふ。歯田根命、馬八匹・大刀八口を以て、罪過を祓除ふ。

既にして歌して曰はく、山辺の小嶋子ゆゑに人ねらふ馬の八匹は惜しけくもなし

目大連、聞きて奏す。天皇、歯田根命をして、資財を露に餌香市辺の橘の本の土に置かしむ。遂に餌香の長野邑を以て、物部日大連に賜ふ。(訓みは岩波版「日本古典文学大系」本に拠る。)

(6) 角田文衛氏「都市文化の波及」(奈良綜合文化調査報告書 都介野地区所収) 参照。

(7) 十二年十月条

天皇、木工鬪鷄御田一本に猪名部御田と云ふは、蓋し誤なり。に命せて、始めて樓閣を起りたまふ。是に、御田、樓に登りて、四面に疾走ること、飛び行くが如きこと有り。時に伊勢の采女有りて、樓の上を仰ぎて觀て、彼の疾く行くことを怪びて、庭に顛仆れて、擎ぐる所の饌饌は、御膳之物なり。を覆しつ。天皇、便に御田を、其の采女を斬せりと疑ひて、刑さむと自念して、物部に付ふ。時に秦酒公、侍に坐り。琴の声を以て、天皇に悟らしめむと欲ふ。琴を横へて弾きて曰はく、

神風の伊勢の伊勢の野の栄枝を五百経る析きて
其が尽くるまでに大君に堅く仕へ奉らむと我が命
も長くもがと言ひし工匠はやあたら工匠はや

是に、天皇、琴の声を悟りたまひて、其の罪を赦したまふ。

十三年九月条
木工韋那部真根、石を以て質として、斧を揮りて材を斬る。終日斬れども、誤りて刃を傷らず。天皇、其所に遊詣して、怪び問ひて曰はく、「恒に石に誤り中てじや」とのたまふ。真根答へて曰さく、「竟に誤らじ」とまうす。乃ち采女を喚し集へて、衣裾を脱ぎて、著犧鼻して、露なる所に相撲とらしむ。是に、真根、暫停めて、仰ぎ見て斬る。覚えずして手の誤に刃傷く。天皇、因りて嘖讓めて曰はく、「何処にありし奴ぞ。朕を畏りずして、貞しからぬ心を用て、妄しく輒軽に答へつる」とのたまふ。仍りて物部に付けて、野に刑さしむ。爰に同伴巧く。

者有りて、真根を歎き惜びて、作歌して曰はく、
あたらしき、韋那部の工匠 懸けし墨縄 其が無ければ誰

天皇、是の歌を聞かして、反りて悔惜びたまふことを生して、喟然きて頽歎きて曰はく、「幾に人を失ひつるかな」とのたまふ乃ち赦使を以て、甲斐の黒駒に乗りて、馳せて刑所に詔りて。止めて赦したまふ、用りて徽纈を解く。復作歌して曰はくぬば玉の甲斐の黒駒鞍著せば 命死なまし 甲斐の黒駒

一本に、命死なましといふに換へて、い及かずあらましと云へり。(訓みは岩波本「日本古典文学大系」本に拵る。)

(8) 応神天皇紀三十一年八月条に「猪名部等の始祖」の記載がある。猪名は「和名抄」に摂津国河辺郡為奈郷(現在の尼崎市東北部)とある地名。姓氏錄左京神別に「猪名部造、伊香我色男命之後也」とあり、同摂津諸藩に「為奈部首出」自百濟国人中津波手也、同未定雜姓(摂津)に「為奈部首、伊香我色乎命六世孫金連之後也」とある。

- (9) 田辺泰氏「名匠譚」(冠木門所収)参照。
- (10) 「猪名部真根」(日本の工匠所収)参照。
- (11) 石田茂作氏著「校倉の研究」参照。
- (12) 孝元記()内は天武紀。

阿部臣・膳臣・波多臣・林臣・波美臣(波弥臣)・星川臣・許勢臣(巨勢臣)・雀部臣・輕部臣・川辺臣・田中臣・高向臣・小。許

如何にあらむ日の時にかも声知らむ人の膝の上わが枕かむ
僕詩詠に報へて曰はく

言問はぬ樹にはありともうるはしき君が手馴れの琴にしある
べし

琴の娘子答へて曰はく

敬みて徳音を奉はりぬ。幸甚幸甚といへり。片時にして覚
き、すなわち夢の言に感じ、慨然として止默あること得ず。
故に公使に附けて、聊かに進御る。謹みて状す。不具

天平元年十月七日 使に附けて進上る

謹通 中衛高明閣下 謹空

跪きて芳音を承り、嘉懽交深し。乃ち、竜門の恩、復蓬
身の上に厚しといふことを知りぬ。恋望殊念は、常の心に
百倍せり。謹みて白雲の什に和へて、野鄙の歌を奏る。房
前謹みて状す。

言問はぬ木にもありともわが夫子が手馴れの御琴地に置かめ
やも

謹通 尊門 記室

(訓みは岩波版「日本古典文学大系」本に拠る。)